

東京都環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領

制定 令和6年12月1日

一部改正 令和7年4月1日6産労農安第1526号

第1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画または特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「実施計画」という。）の認定等について、法並びに環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和4年9月15日4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 申請者の資格

- 1 本要領に基づき、実施計画の認定を申請することができる者は、東京都内で営農し、東京都エコ農産物認証制度による認証を受けた者、または新東京都GAP（東京都GAP）認証制度における認証取得した者及び民間のGAP認証取得者とし、かつ東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の環境負荷低減事業活動または、特定環境負荷低減事業活動を行おうとする者とする。

第3 実施計画の認定申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする農業者は、実施計画認定申請書（様式第1号、又は第2号）に、実施計画（様式第3号又は4号、東京都エコ農産物認証のみの認証者は別記様式1号に代えることができる）その他必要書類を添付し、23区及び島しょ地域に在住する農業者（申請者）は農林水産部食料安全課へ、多摩地域に在住する農業者（申請者）は農業振興事務所振興課へ提出する。
- 2 基本方針第2の2（2）①に示される土壌診断の結果については、別紙様式第2号又は測定機関が発行した報告書（もしくは農業改良普及センターで発行される土壌診断処方箋）の複写等を実施計画に添付するものとする。

第4 実施計画等の認定等

- 1 申請された実施計画等の認定審査にあたっては、法第19条第5項、法第21条第5項、基本方針、ガイドライン及び基本計画に則して行うものとする。

2 実施計画等に法第23条、第28条、第30条のいずれかの特例措置の活用が含まれる場合は、ガイドライン第4の3に則して認定審査を行うものとする。認定審査は、別に定める東京都環境負荷低減事業活動実施計画等認定審査会設置要領に基づき開催する。

3 知事は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしたときは、実施計画の申請にあたり経由した機関を遡って、実施計画に係る認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、様式第6号により申請者の関係区市町村長に通知するものとする。

4 認定しなかった場合には、様式第7号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

5 知事は、特定実施計画の認定をしようとするときは、法第21条第17項に基づき、様式第8号に当該計画の写しを添付して、当該計画に係る関係区市町村長の意見を聴くものとする。

この場合、関係区市町村長は、基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適当か否かを判断し、様式第9号により知事に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

6 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしたときは、23区及び島しょ地域に農業者（申請者）が在住する場合は農林水産部長を、多摩地域に在住する場合は農業振興事務所長を経由して申請者に対し様式第10号により通知し、関係区市町村長に対しては様式第11号により通知するものとする。また、関係区市町村長に対し、法第21条第6項第2号に関する事項については、様式第12号で、関東農政局長に対し、法第21条第6項第3号に関する事項は様式第13号により協議を行い、協議が完了後、様式第14号（法第21条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項または同条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）が実施計画に記載されているものに限る。）により、通知するものとする。

一方、知事が上記の実施計画を認定しなかった場合は、第4項と同様に様式第7号により申請者に対し通知する。

第5 認定の期間

1 実施計画等の認定期間は、認定した日から5年間とする。なお認定を受けた農業者が認定計画（法第19条に規定する認定計画をいう。以下同じ。）を変更した場合は、当該計画の有効期間は当初認定した計画の有効期間の終期とする。ただし、第6第1

項の規定により、知事が認定を取り消した場合は、この限りではない。

- 2 農業者が前項の認定期間満了後、引き続き計画の認定を受けようとする場合には、23区及び島しょ地域に農業者（申請者）が在住する場合は農林水産部長へ、多摩地域に在住する場合は農業振興事務所長へ実施状況報告書（様式第15号）を提出し、その実施状況を踏まえ、新たに実施計画を作成し、再度認定を受けるものとする。

第6 認定計画の変更

- 1 認定を受けた実施計画を変更しようとするときは、様式第16号の申請書を作成し、第4の手続きに準じて変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。変更申請書には、変更後の実施計画及び変更前の実施計画等の実施状況報告書（様式第17号）その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 実施計画等の変更の認定審査にあたっては、第4で定めた手続きを準用するものとする。なお、認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画については、その認定に際し、既に関係区市町村長の意見を徴収していることから、当該計画の変更に伴い、関係区市町村長が追加される場合には、当該関係区市町村長のみに意見を徴収するものとする。
- 3 認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、様式第18号により、23区及び島しょ地域に農業者（申請者）が在住する場合は農林水産部長へ、多摩地域に在住する場合は農業振興事務所長へ届け出るものとする。なお、認定計画の軽微な変更とは、規則第10条又は規則第15条に掲げるとおり、氏名や住所の変更、環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの、地域の名称又は地番の変更、その他の実施計画等の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更が該当する。

なお、設備等の導入について全部又は一部変更を行う認定計画の変更については、軽微な変更に当たらない。

第7 認定計画の認定の取り消し

- 1 知事は、認定を受けた農業者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認める時は、法第20条第3項又は第22条第3項の規定により、当該計画の認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合には、様式第19号によりその理由を明らかにした上で、認定を受けた農業者に通知するものとする。

2 知事は、災害その他の事業により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を継続することが困難になったこと等により、認定を受けた農業者からの自発的な認定の取消しの申出があった場合には、様式第20号により当該認定を取消すものとする。この場合、認定を受けた農業者は事業活動が継続することが困難となった理由を附した認定取消申出書（任意様式）を、23区及び島しょ地域に農業者（申請者）が在住する場合は農林水産部長へ、多摩地域に在住する場合は農業振興事務所長へ直接提出するものとする。

3 知事は、前項1、2により認定を取消したときは、実施計画の申請にあたり経由した機関を遡って、23区及び島しょ地域に農業者が在住する場合は農林水産部長から、多摩地域に在住する場合は農業振興事務所長から直接認定を受けた農業者に通知するものとし、その写しを関係区市町村長に通知するものとする。

第8 実施状況報告

1 認定を受けた農業者（申請者）は、年度ごとの実施計画の達成状況等について実施計画実施状況報告書（様式第15号）により、環境負荷低減事業活動の実施状況については、23区及び島しょ地域に在住する農業者（申請者）は農林水産部食料安全課へ、多摩地域に在住する農業者は農業振興事務所振興課へ4月末日までに提出するものとする。特定環境負荷低減事業活動の実施状況については、申請書を提出した経由事務区市町村長に3月末日までに提出し、23区及び島しょ地域に在住する農業者（申請者）は農林水産部食料安全課へ、多摩地域に在住する農業者は農業振興事務所振興課へ4月末日までに提出するものとする。

第9 実施計画等への助言・指導

1 農林水産部長または農業振興事務所長は、認定を受けた農業者から実施状況等の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認める場合には、23区及び島しょ地域に農業者（申請者）が在住する場合は食料安全課が、多摩地域に在住する場合は農業振興事務所振興課が現地調査等を行い、指導・助言を行うことができるものとする。

2 農業振興事務所長または島しょ農林水産総合センター所長は、認定を受けた農業者（申請者）が認定計画の達成ができるよう、必要に応じて農業改良普及センター所長もしくは島しょ農林水産総合センター農業振興担当課長に技術・経営的な観点に基づく指導を行うよう求めるものとする。

第10 その他

1 この要領に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は知事が別に定めるものと

する。

附則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

この改正は、令和7年4月1日から施行する。